

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（430）
2. 日時：令和4年12月22日 10時00分～12時05分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、秋本安全審査官、
大塚安全審査官、小野安全審査官、長江技術参与

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他14名
原子力事業統括部 泊発電所 制御保修課長※、他12名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 5. 0）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 5. 0）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	規制庁大塚です。それでは北海道電力泊発電所3号炉の設置変更許可申請の、26条、59条、技術的能力1.16に係るヒアリングを開始します。
0:00:17	それではまず事業者側から説明をお願いします。
0:00:22	はい。北海道電力芝田です。本日、中央制御室DBSAへ技術能力ご準備してございますがまず、
0:00:31	テレビ26条からご説明いたします。比較表を必要になってございますのでポイントをかいつまんで説明してちょっと誤記見つけてございますのでの修正箇所、
0:00:43	ご説明させていただきます。説明は芳野の方から行います。
0:00:50	北海道電力の芳野ですよろしくお願ひいたします。では私の方から資料の方をご説明させていただきます。資料番号の方はD26-9、
0:01:00	の比較表を用いてご説明をさせていただきます。
0:01:05	まず下ページ、取りまとめた資料の1ですね、こちらの方で
0:01:12	取りまとめ資料内容をご説明させていただきます。まず伴伴とですね、2017年の3月以降、変更しております。取りまとめ資料の変更状況についてのご説明になります。
0:01:25	まず班(1)の1、
0:01:28	でございます。こちらの方該当するものとしまして1件、dポツ、当社が自主的に変更したものがございます。内容といたしましては、
0:01:38	津波監視カメラを1台増設予定のため、
0:01:45	別添の1のですね、図の方、菅監視カメラの配置図になりますが、こちらの方随時という形で修正をさせていただいております。
0:01:55	ページにつきましては比較表のですね、26の別添1の15ページの方をご覧いただきたいと思っておりますけれども、
0:02:08	こちら図、二つございますが下の方の図になります随時ということで、グレー発注しておりますけれどもこちらの方修正の方させていただきます。
0:02:20	続きましてまとめ、取りまとめた資料の方に戻りまして、A班(エ)1-2。
0:02:26	でございます。
0:02:28	こちら該当するものとしましてまずaポツ、大飯34号炉のまとめ資料として、比較した結果変更したもの1件でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:38	内容といたしましては、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価のベースとなる人数の設定の考え方を資料として取り込んだというものでございます。
0:02:53	こちらの資料名の方ですね、別添 13 ポツ、添付資料、そのあと、3.6 酸素濃度、炭酸濃度の
0:03:03	濃度を踏まえた対応についてと記載しておりますが丹さんというところですね、誤記でございまして、二酸化炭素濃度の間違いでございました。申し訳ございませんこちらの方で次回、
0:03:15	提出時には修正させていただきます。
0:03:20	続きましてbポツになります。
0:03:24	女川 2 号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの 3 件でございます。ポツ三つございますがポツの一つ目二つ目がですね、図 2-1 の 4 と 5、
0:03:36	に対しまして、各々ですね、津波監視カメラと構内監視カメラの価格範囲の図について追加をさせていただきます。
0:03:48	このうち、津波監視カメラの価格範囲図につきましては、ツイジという形にさせていただいておりますページの方、
0:03:57	比較表の 26 の添付 1-17 ページご覧いただきたいと思います。
0:04:06	こちらのご覧いただきますと下の方の図でございますけれども、こちらの方を随時とさせていただいております。また、上の方にですね、表がございまして、
0:04:19	津波監視カメラの写真を貼り付けた表がございまして。比較表の方でちょっと表番号が積み、見にくい状況になってございますが、
0:04:31	こちらですね表は表の 2-1 の 1 ということで、津波監視カメラの概要を示した表になっておりますけれども、こちらの方も今回の追示として変更をさせていただいております。
0:04:44	これは津波監視カメラの対図につきましては、津波の審査状況を踏まえてですね、今後変更となる可能性があるということで随時とさせていただいているものでございます。
0:04:59	それでは取りまとめた資料の方に戻っていただきまして、ポツの三つ目になります。こちら資料の追加ということになりますが、別添 1 の 3 ポツ、添付資料 3.3、中央制御室への地震及び、
0:05:15	火災等の影響を追加させていただきます。
0:05:19	dポツになりますけれども当社が自主的に変更したものの、1 件ございまして、こちら酸素濃度計、二酸化炭素濃度計というそれぞれの計器であったものをですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:31	酸素濃度、二酸化炭素濃度計ということで計器一つのものに統合したものに変更をしております。
0:05:40	伴括弧1の3、バックフィット関連でございますが、こちら有毒ガス防護に永代防護対策が対象になりますけれども、
0:05:48	こちらにつきましては、有毒ガス防護に係る補足説明資料の比較表を、別資料として整備しておりますので今後、別途ご説明させていただきたいというふうに考えております。
0:06:02	次のページ、取りまとめた資料の2をお願いいたします。こちらは名称等の相違ということで整理しておりますけれども、泊の欄につきまして緑発注して、緑字にしているところは女川と比較して、
0:06:18	そういうのある名称をそのような形で表現しております。
0:06:24	続きまして取りまとめた資料の3ページをお願いいたします。こちらは設備運用の相違についてまとめたものとなっております。
0:06:35	こちら泊欄が赤字の部分につきましては女川と比較して、相違のある部分について、下に赤字としているものでございます。
0:06:45	4ページ取りまとめた資料の4ページをお願いいたします。
0:06:49	こちらの上の2行につきましても先ほどと同じ表となっております。
0:06:55	このうちですね、上野檀の泊と女川の箇所が欄がですねバーという形で示して、差異がありませんのでこの場合は次回提出時にはですね黒字にちょっと変更させていただきたいと、いうふうに考えております。
0:07:11	また下の行、泊の欄でございますけれども、3行目ですね、B両系の排気ダンパーを用いるというふうに記載しておりますが、こちらの
0:07:22	B系の排気ダンパーを用いるということで量というのがちょっと誤記でございました。申し訳ございません削除した形で次回提出時は修正させていただきます。
0:07:34	取りまとめた資料の内容につきましては以上でございます。その他ですね比較表の方で何点か誤記等がございますのでちょっと事前にご説明をさせていただきます。
0:07:46	まず下ページ26-36ページをお願いいたします。
0:07:54	こちら、36ページですね泊欄、Aポツ、監視カメラという項目の箇所でございますけれども、この2行目、自然現象に関して括弧書きで記載をしている箇所ですね、
0:08:09	に対しまして、地すべりという用語が抜けてございました。これ地すべりをですね落雷と、火山の火山の影響の間の方にですね、追記する形で修正させていただきたいというふうに思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:26	また、同様の記載がですね、26の61ページの方にもございます。
0:08:33	61ページご覧いただきたいと思います61ページにつきましては2ヶ所ございまして、
0:08:39	2.1の(1)の3行目のところですね、こちらも落雷と、火山影響の間に地すべりを追記と。
0:08:50	また、(2)のaポツの三行、2行目ですね、落雷と火山の影響の間に地すべりというのを追記させていただきたいというふうに思い、思いますのでよろしくお願いいたします。
0:09:07	続きまして、26の、ちょっとページ戻りますが15ページの方をお願いいたします。
0:09:20	こちらですね、申し訳ございません。ちょっとページのほう間違っただけでございます。
0:09:27	26の、すいません、29ページの方をお願いいたします。
0:09:38	こちらの29ページですね、
0:09:42	(5)の一番最後の行、段落ですね、現場操作を必要とするものについては非常用照明設備、
0:09:53	及び通信連絡設備を設けるということで非常用目、照明設備という用語をこちらの方でちょっと用いているんですが、
0:10:01	26の40ページをちょっとご覧いただきたいと思うんですけども、
0:10:11	40ページの方ですね、B、
0:10:14	Bポツの照明設備の方では、現場操作を行う場所には運転保安灯等を設けるということで、この非常用照明設備という用語と、
0:10:27	運転保安灯という用語を使い分けた形で記載しておりますけれどもこちら、大井の方では、非常用照明設備というふうになってございます。
0:10:38	弊社の方もですね改めて用語の方、適切な用語ですね再度ちょっと確認の上、必要な修正をさせていただきたいというふうに考えてございます。
0:10:52	続きまして4、同じ40ページでございますけれども、先ほどのbポツの上の行になります。中央制御室外原子炉停止盤の主要な
0:11:05	設置機器を、の後にですね第6、
0:11:09	6.10.1表というふうに記載しておりございまして、実際この表をですねこの比較表の方に記載すべきところがですね、抜けてございました。
0:11:20	このため次回、比較表提出時にはですね、この表の方も比較表の方に取り込んだ形にさせていただきたいというふうに考えてございます。
0:11:33	続きまして41ページの方をお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:36	41 ページの頭の部分、泊らの頭の部分になります (5) のところ青字で ですね通信連絡設備、
0:11:46	の後に 2、
0:11:48	2 の後ですね記載するという文字が抜けてございました。通信連絡設 備に記載する通信連絡設備による連絡ということで、2 の後に記載する
0:12:01	次回、追記させていただきたいというふうに考えてございます。
0:12:07	から 55 ページの方をお願いいたします。
0:12:16	こちらはそういう理由欄になりますが、一番最後の青字のところ下から 3 行目ですね、泊の欄、すいません。泊記載を、ということで大府
0:12:27	二つちょっと熟して記載してましたので一つ削除させていただきたい と思います。
0:12:33	あと最後、別添 1 の資料の比較表になりますが、資料ページがですね、 26 の別添 1 の 97、
0:12:44	をご覧くださいと思います。
0:12:51	こちらの
0:12:53	(9) ということで賃金異例に設置する管型照明一声についての記載を しておりますけれども、この表の中ですね、数量の表現、
0:13:03	数字月を誤ってございました参考と記載しておりますが、こちらにこの 動きでございまして申し訳ございません。2 項の括弧予備 1 個で、合計 3 項という形になりますのでこちら次回ちょっと訂正させていただき たいというふうに思います。
0:13:19	沖野課長と多数ございまして大変申し訳ございませんがよろしくお願 いいたします。私から以上説明は以上になります。
0:13:30	はい。規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。私から確認さ せていただきます。
0:13:43	と 26-9 ページお願いします。
0:13:53	まず女川欄で、
0:13:56	上の方にですね四角で囲んだ、
0:14:00	令和 4 年 4 月 8 日より引用しているのがあるんですけど、
0:14:04	すぐ上に同じ分、同じような文章が入ってるんですけどここは、二重に 記載した理由。
0:14:11	何か、
0:14:13	理由があるんでしょうか。
0:14:15	北海道電力の市田でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:18	バックフィットのですね有毒ガスの範囲につきましてはですね、ちょっとページを戻っていただきまして 26-8 ページですね。
0:14:26	そういう理由のところに記載してございまして、バックフィットの有毒ガスの範囲については、えっとですね、東海第 2 と伊方と比較するということで、ちょっと全体ですね 26 条の比較、対象のプラントと書いてございますけれども、
0:14:38	最新の審査実績を踏まえる観点で、東海第 2 と比較するということで、えっとですね 26-8 ページの下のブロックですね、ちょっと
0:14:48	引用してる箇所ですね上下挟むような形で記載してございますけれども、東海第 2 発電所の有毒ガスの変更申請から引用ということで、引っ張ってございまして、26-9 ページの
0:15:01	真ん中ぐらいですねそこまで東海第 2 を比較しております。引用してございまして、その中でも、泊の状況を踏まえて、女川と比較すべきところについては、
0:15:11	四角で囲った女川の、
0:15:14	令和 4 年 4 月 8 日というところで占用してございまして、記載は二重になってございますけれども、
0:15:20	適切なところで泊
0:15:24	泊の記載として使用したいなと考えましてこのような比較をしてございます。以上です。
0:15:34	規制庁の尾野です。
0:15:36	なぜ女川の記載が引用できると考えたんですか。
0:15:43	はい。北海道電力の石田でございます。誘導仮設のバックフィット誘導数に関しましてはという恫喝ガイドに基づいて調査評価を行ってございまして、その中でですね、
0:15:54	敷地内のご提言ですとか敷地外のご提言、
0:15:59	敷地内可動元の調査の状況を踏まえますと、伊方ですとか、東海大のようにですね、
0:16:08	四角で囲った上の、また、ご提言の誘導活動に係る影響評価に用いる貿易抵当という文章がありますけれども、この貿易抵当のところですね、泊は、
0:16:20	敷地内、敷地内と敷地外の固定原価ですね調査の結果、ないという調査結果になりまして、
0:16:26	加来さんの評価に用いる貿易抵当というところが、当社はその評価条件に出てきませんので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:33	その
0:16:35	見方や東海第2で用いている文章は、用いるのは適切ではないと考えました。一方で女川の四角で困っているところはですね、影響評価に用いる貯蔵量等はこのところ、
0:16:45	防衛規程等をですね用いない、規定等という表現を使わずに、現場の状況を踏まえて評価条件を設定するというところで、女川の記載の方が、当社の現場の状況を踏まえると、適切かなと考えてございます。以上です。
0:16:59	規制庁の尾野です。
0:17:02	泊の有毒ガスまだ説明を受けてないので、わからないんですけども、
0:17:07	稼働減の対策をするのかどうかというのが多分備考と本文で今ちょっと乖離してると思っています。
0:17:15	稼働減を対策するのであれば、対策するグループで書いて、女川は稼働減対策しないグループですよ。
0:17:24	そこ、それとあと泊の特徴として、今ここにおっしゃった通り、防衛規定がないっていうのは、多分それは稼働元を対策する。
0:17:33	グループの中で防衛規定がないので多分泊だけなのかなと思ってるんですけども、そういった他社との比較をした上で、
0:17:42	どういった記載が正しいのかっていうのは、整理する必要があると考えてます。稼働減を対策するグループと対策しないグループで、記載が少し
0:17:53	有毒ガスで明確に分かれていますので、それを踏まえて整理して、今後説明してください。
0:18:00	北海道電力の伊佐ですはい。おっしゃる通りですねはいコティゲンカドウゲンのあるなしと、稼働元の現場の対策を行うかどうかで記載が異なっていると。
0:18:11	いうところは、はい。私も認識してございます。
0:18:14	稼働減の対策をするグループはですね
0:18:19	稼働日に対しては運転員を防護する設計とするというところで、
0:18:24	バックフィットの誘導クラスの範囲と書いてあるところですね、泊檀のバックフィットの誘導監査の範囲と困っているところですね一つ上のところで、可動部に対しては、隔離等の対策で防護できる設計とするというところで、それは
0:18:38	現場対策をするグループと同じ記載をしてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:42	一方でその貿易担当が、藤加来さんの評価の評価条件とならないというところで、そこは泊女川と同じグループに入るのかなと考えてございます。
0:18:51	ですので
0:18:54	貯蔵量等後、用いているですね構文といいますか、文章の、及び稼働元をですねここに入れるかどうかちょっと変なところではあるんですけども、
0:19:04	女川
0:19:06	その調査の時点で他社稼働元が、
0:19:09	特定された稼働元がないというプラントだったと認識してございまして、女川稼働元がないにもかかわらず、及び稼働元というところを入れてございますので、稼働元あるなしにかかわらずですねここには、
0:19:21	この貯蔵量統合という項分を用いる場合は、固定化及び稼働元と両方入れた方が、
0:19:29	はい。
0:19:30	状況をですねこの文章で説明できるかなと考えてこの記載にさせていただきます。以上です。
0:19:40	規制庁の尾野です。稼働限定その女川のやつと一緒に言ったんですけども、女川基本的にはその稼働減を評価して、柏崎と同じようにないように、
0:19:52	いくスキームに乗せてるから、稼働元の貯蔵量とかが必要になって出たスクリーニングで落ちただけでも方針を示してるってことですよね。
0:20:03	仮稼働元の対策する人たちは、貯蔵量とかっていうその稼働元に、その貯蔵量とかの条件設定をしますっていう
0:20:13	記載をしてしてるのかどうかっていうのを整理して、
0:20:17	見ると少しわかるのかなとは思いますが、
0:20:20	何かそその稼働元の貯蔵量とかを、何か、
0:20:24	影響評価で使うから、条件設定しますって書いてるんですけど最終的に稼働元は対策しますって書いてるってことですよ。それが多分泊だけだと思いたくはないんですけどもそこを整理してもらっていいですか。
0:20:37	小西です。承知しました。はい。稼働減は、特にその貯蔵量等は関係なくですね現場で対策をとるところで考えてございますので、こちらの記載、検討したいと思います。以上です。規制庁の郷です私の説明が悪かったと思いたくはないんですけどもこの記載とかは、その有毒ガスの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:54	詳細な説明する時に合わせて説明していただければいいので本日別に回答してくださいというわけではないので、今後整理して説明してください。
0:21:04	北海道電力の伊佐ですはい。いう恫喝まとめ資料を伝達して、そのヒアリングさんにご説明いたします。以上です。
0:21:12	原子炉規制庁宮元です。今尾野が言ったように有毒ガスについてはバックフィットの案件でこの記載ぶりっていうのが要はその評価内容を比較、比較というか評価内容によってこの記載ぶりと変わりますので、
0:21:27	要は、今の現状まだ聞いてない状況でこれが適切か適正じゃないかという議論をしても今始まらないと思うので、そこは流動ガスの説明の時にしていただければと。で、
0:21:40	その上で、要はここに書くときに、
0:21:43	要は申請書とかまとめ資料での記載はどうあるべきかってよく考えていただかないと今みたいに
0:21:52	単純に、
0:21:53	そうかなと思って書かれても、要は申請書上どうあるべきかってよく、その先行の審査実績で、先行の審査実績もそうだし先行の記載。
0:22:05	の考え方も含めて、女川等にもっと言えばいい方も含めて、よく見ていただかないと、今聞いている限りでは、少しその辺の確認が不足されてるんじゃないかなと。
0:22:17	この記載ぶりとしては、あと、これ比較表の書き方の問題なんだけど、
0:22:22	これは女川2号、大飯とを比較してるんであれば、東海第2の記載のところも四角く困ってもらわないとわかりませんっていうことになるので、
0:22:32	当然トウニの審査書がどこまでっていうと、
0:22:37	8ページの上から9ページの中段までが多分トウニの申請書で、申請書とか記載で、真ん中に女川のやつが入ってるっていうことであればいい方もそうなんだけど、
0:22:49	この比較の中で、そこは明確に点線か四角かで困っていただかないと、これはちょっと見にくい資料になってるなと思うんでそこは注意してください。お願いします。
0:23:01	他電力会社は承知しました四角で困って、見やすいようにはいたします。
0:23:05	規制庁大塚です。ちなみに女川の記載については、
0:23:09	他愛

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:11	の前の記載については東海第2と一緒にということなんですか。
0:23:20	植野小谷さんすみません、俣野前といいますと、
0:23:24	ところ低減及び稼動元を特定するという文章のことでしょうか。すみません、確認してお願いします。
0:23:32	東海第2発電所って書いてあるところのすぐ下の中央制御室はっていうところからの、
0:23:38	記載ですね。
0:23:39	そこから、またより前のところの記載は、
0:23:43	女川、
0:23:45	東海第2と同じ記載ってことでしょうか。
0:23:48	北海道電力の清水はい。その通りでございます。以上です。はい。規制庁大塚です。そしたらそれがわかるように、表記していただいてよろしいでしょうか。
0:23:58	はい、承知いたしました。
0:24:01	規制庁大塚です。続きまして26-9ページですね同じページの、
0:24:07	女川の欄の真ん中辺の緑色の記載で中央制御室換気系、
0:24:14	というふうに書いてあるのに対して、
0:24:16	泊は、中央制御室空調装置って書いてあるんですけど、
0:24:21	お前なんか多分系統で書いてるのに対して泊が、
0:24:25	設備名で書いている。
0:24:27	理由は何かあるのでしょうか。
0:24:34	北海道電力の1サイズとそれとバックフィットの有毒範囲と囲っているところ。
0:24:41	についての今ご指摘ということ。
0:24:45	もっとその下まで今、規制庁さんと、26-9ページの、
0:24:51	先ほどの女川の四角で囲ってあるところの、
0:24:56	すぐ下の緑色のところなんですけど、中央制御室換気系って書いてあるじゃないですか緑色で、
0:25:03	女川系統名で書いていて、泊は同じところは、
0:25:08	中央制御室空調装置って説明で書いてるんですけど、
0:25:12	系統名で書いてるのとセット設備名で書いている。
0:25:16	事業について、何か書き分けた
0:25:19	理由があるのでしょうか。
0:25:23	北海道電力芝田です。この部分につきましては

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:28	説明書の総意というふうに整理していて系統名、設備名っていうふうな、ちょっと分析がちょっと足りなかったかなと思いますんで、系統にするか説明するかというのを再考させていただきたいと思います。
0:25:40	規制庁おつかれ承知しました。
0:25:46	原子炉規制庁の宮尾です。ちょっとこの書き方で、他にも他の箇所もこの中央制御室、中央制御室空調設備っていうところの書き方で少し私確認なんですけど、
0:25:59	26-59 ページの比較表でいくと、
0:26:02	これずつ示されてるのが、補助建屋換気空調、
0:26:07	空調設備系。
0:26:09	ドーズカッコ中央制御室っていうふうになっていて、
0:26:12	要は、ずっと、
0:26:14	文章上の中の、
0:26:17	中身がありませんと。
0:26:20	おそらく補助建屋換気空調設備系っていうのは多分、中央制御室だけじゃなくて他もあるので、呼び方としてもしかしたら
0:26:31	空調設備計画長制御室等、それ以外の補助建屋全体の空調があるのかもしれないんだけど、
0:26:38	ここの部分っていうのは
0:26:40	どういうふうに整理されてるんでしたっけ。
0:26:47	北海道電力、芝田です。今ご質問は
0:26:52	図面は系統が書いてあって、文章では設備が書いてあって、そこに不整合があるのではないかというふうなご指摘かと理解しています。この図面は設備の系統を示すというふうなところで、
0:27:06	文章の中では設備を
0:27:08	言っていてその設備の系統を図示しているというふうなところ。
0:27:12	あと理解してます。一方では
0:27:16	事務所側も系統を
0:27:19	もうなんか、最新記載の中が系統いってる中系統で統一する。
0:27:25	べきかどうかっていうところでちょっと検討が足りなかったというふうな理解で今おりますんで、その辺りは検討させていただきたいと思います。さらに言うとね、26-58 ページ見てもらえば、
0:27:36	中、補助建屋換気空調設備の設備仕様っていう表現になってるわけですよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:41	これ多分もしかしたら抜粋なのかもしれないんだけど、中央制御室にかかるところだけをこれ抜粋して書かれてるのかちょっとよくわかんないんだけど、
0:27:49	なので、呼び名が、
0:27:52	ずっと系統と何か3種類ぐらいあって、
0:27:56	これ前回も言ったと思うんだけど、
0:27:59	これは統一してくださいっていう話を、
0:28:02	これ再三言ってると思うんですよそれは、前回の会合の12月の、
0:28:06	11月かな、11月のDBの多分その指摘事項でも、
0:28:12	言っていたと思うんですよそれが、これできてない状態で出されてしまうと、先ほど言ったように、大塚から指摘あったように、結局これ何を指してるのかよくわからないですよ。
0:28:24	これって、事業者の方でこういう、先ほど前回の会合で受けた指摘っていうのは、水平展開されているんでしょうかね、対応として、
0:28:35	はい。北海道電力の石川でございます。今週のヒアリングのご指摘でも、その類のものが、先週ですね、ありまして、
0:28:45	その時も改めて私の方から社内周知して、注意喚起を図ったところがあります。設備名、本文に書いてある、名称と図面の表題、あと図の中で使っている。
0:28:59	機器の名前整合させることっていうことは
0:29:02	他統一を図っておりますけどちょっとここまだ届いてなかったということで誠に申し訳ございません。
0:29:08	規制庁宮本ですけど、市川さんそう言われてるので、我々も何回もそれ聞いているのはあれですけど、
0:29:15	担当の方はこれどういう意識でこれ作られてるんでしたっけ。今、私の指摘したやつっていうのは、意図があってこれ3種類分けられてるんであればそう説明してくれればそれでいいかなと思うんですけど。
0:29:28	これ、井藤系賀あればいい。ちょっと説明してもらえば、我々もそれ理解できると思うんだけど、これは、
0:29:36	分けてる意図があるのかどうかだけちゃんと説明しております。
0:29:40	北海道電力の鍋田でございます。
0:29:42	26のですね、57ページをご覧いただいた時に先ほど宮本さんご指摘の通りでして、
0:29:50	BWRといった所すいませんその前にですね、
0:29:53	もう1ページ戻って、55ページの方ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:57	こちら 8 ポツ放射線管理施設といたしまして、
0:30:01	8.2 の換気空調設備という立て付けになってございまして、ここまでは女川と同様となっておりますけれども、ここから 1 ページめくって、
0:30:10	次の主要設備というところに入っていきますと、PWR といたしましては大井さんと同じで泊も (2) 補助建屋換気空調設備というくりがございまして、
0:30:22	その中に c ポツで中央制御室、9、
0:30:26	空調装置ということで、こちら計ではなくて装置で終わる形になりますけれども、
0:30:32	くりといたしましては系統を示しております、
0:30:36	もう少しお話するとその次括弧 A ポツの、もうちょっと下の方に行くのですね、I、I、I 二つあいみつってことで、
0:30:43	中央制御室吸気系統とかですね、こういったものが、その下、空調装置と言っている新保通換気空調装置と、中央制御室空調装置と言っているものの中にまた入っているという構成になってございます。
0:30:57	ですので次のページ、もう 1 めくってご指摘いただいた、59 の図のところですけども、
0:31:04	こちらといたしましては大きい括りとしては補助建屋換気空調設備の系統図の中でさらに地方制御室の部分を示すということで、大井さんと同じような記載ということでちょっとこれは既許可を踏襲してこのままにしておきましたけれども、
0:31:19	すいませんご指摘踏まえますとこの中央制御室というところを、中央制御室空調装置というふうに変更するのがよろしいのかなと感じてございます。
0:31:29	それとですねすいません、ちょっとページ戻ってですね、26-9 ページの最初の方にご指摘いただいた、
0:31:36	中央制御室換気系という記載でございますけれども、ちょっとこちらはですね
0:31:43	感知、女川さんが言う中央制御室換気系というものをちょっとあまりしつかり。
0:31:49	調査できてなかったのかなと感じてございまして、先ほど申しました通りその同じページのちょっと下の方のブロックに行くと、
0:31:57	同じ緑字で中央制御室換気空調系と女川が出てくるところに対しては泊は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:03	中央制御室空調装置というふうに、この二つの対応は確認して設備名称の相違と整理、表紙の方でもしてございましたけれども、
0:32:12	女川さんの有毒ガスのところの記載の分析の方はちょっと今後させていただきたいと考えてございます。以上です。
0:32:19	規制庁深山です。そう言っていただければ、理解できたかなと思っ て、
0:32:24	先ほど芝さんがちょっともう直しますって言われたのであれちょっと混 乱したんだけど私もそういう整理かなともとも思っ てはいたんだけ ど、なのでこの、
0:32:33	8-2-4の図のところの図面番号補助建屋空調設備系統図っていうところ の括弧中央制御室ってところを、例えばもうこのままいかしたとして も中央制御室換気設備って書いてしまえば、
0:32:46	いいのかなと思っ てはいたんだけど、
0:32:48	その辺が何か
0:32:51	伊佐元の説明が何か間違っていましたみたいな説明だったので、であれ ば、私としても、そういう認識であれば、先ほど言ったように北条建屋 換気空調系って多分その、
0:33:03	広い意味で書かれていてその中の、多分これCポツから始まるので、
0:33:07	多分ポツポツがもともとあって、Cポツだけこれ抜き出して書かれてる ので、その中の中央制御室換気空調設備っていうくりのものの説明に なっていて、それを踏まえた、
0:33:20	記載を統一して書かれているので、多分その図の
0:33:26	8.2. 4の図のところだけが少しそごがあったってそういう整理ですか ね。
0:33:34	はい北海道電力の鍋田です今、宮本さんおっしゃっていただいた通り のご認識です。以上です。はい、わかりました。はい。
0:33:42	規制庁大塚です。
0:33:45	26-9 ページなんですけど、
0:33:52	下、女川の一番下の緑字で燃焼ガスって書いてあって、泊には書いてな いんですけど、そういう理由を見ると、
0:34:02	泊は有毒ガスに燃焼ガスを含む記載としてをしているってということなん ですけど。
0:34:07	有毒ガスに燃焼ガスを含めているところは、他の先行プラントで、
0:34:13	ありましたでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:15	もしあるのであれば、他の先行プラントと同じということで、そういう理由の方に、
0:34:20	どこの先行プラントと一緒にのかっていうのを追求していただいてもよろしいでしょうか。
0:34:27	北海道電力の石田でございます。はい。今ちょっとどのプラントが同じでちょっと即答はできないんですけども、その燃焼ガスという英単語をです、出していなかったプラントが、
0:34:38	あったと認識してございますので、わかるように記載したいと思えます。以上です。
0:34:53	規制庁の尾野です。
0:34:56	でもそれってあれなんですけどどこかのプラントと一緒にのわかるんですけども、何かこの申請書上有毒ガスの中に燃焼ガスが含んでるかどうかってどっか記載されてるんですか。
0:35:08	それとも、
0:35:09	もうもうそれは自明なので書いてませんっていうことなんですか。
0:35:15	それぞれ電力会社です。その申請書、申請書のどこかで
0:35:19	泊の有毒ガスには燃焼ガスを含めやすいところは記載はございませんので、そういう、そういう理由でのみしかご説明できないかなと考えます。
0:35:32	規制庁宮尾ですけど。要は、先行の審査実績でより、
0:35:37	細かいっていうか、より具体的に書きましょうということで書いてきてるので、それを安易に削られてしまって、実は含んでるので書けませんっていうのは、それは先行の女川の方の、
0:35:49	実績をよく確認してくださいって何回も言ってると思うんですけど、その上で、いや、井戸では安易に削らないでいただきたいと。
0:35:57	それが審査の実績で今までできて、例えば女川の前野柏崎であったり、東海であったり最新の志間でドライブこれを書いているか書いてないかっていうのを確認されてないですよ。
0:36:12	東電の伊佐です。はい。ちょっと認識が甘いところがございました。なので、これ何回も言ってるんですけど、最新の新設をよく確認してくださいっていうのは、ただ単に記載ぶりだけを確認するんでなくて、
0:36:24	その解体とと書かれた人っていうのをよく確認していただかないと、
0:36:28	今みたいに安易に削られてしまって、理由が説明がいやをこちらに含んでますっていう話であっても、先行も同じ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:39	ことを日本語であつてもう含まないので外に出してるっていう意味であれば、同じような解釈のもとで書いていただかないと、我々の方は審査で混乱するっていうことを何回も言ってると思うので、そこはよろしくお願いします。
0:36:53	電力の伊佐です。承知いたしました。
0:36:59	規制庁大塚です。続きまして次のページ 26-10 ページをお願いします。
0:37:06	そういう理由のところに、
0:37:09	大岩 59 条バックフィット前に設置許可を受けているため、当時の表現となっているってあるんですけど、
0:37:17	大井をバックフィットと設置許可別にやってて、
0:37:22	バックフィット。
0:37:23	この方が後にあつたんで、
0:37:25	ここに書いてあるのは古い記載ということでよろしいでしょうか。
0:37:33	はい。北海道電力の鍋田です。はい。こちらの文章につきましては清全体の記載をしたところになってございまして、おい、大井さんはバックフィットでここまでは修正しに行っていないというところでございます。ニュアンスに関するところに関しては、
0:37:49	重大事故ではなくて、炉心の著しい損傷というような表現を使うように、大井さんも変更されてございます以上です。
0:37:58	規制庁大塚です泊はバックフィットも一緒にやるので、
0:38:03	大岩最新の記載にここする必要はないんでしょうか、比較する上で、
0:38:10	北海道電力の鍋田です。大井さんはですね最新のカンパにおいてもここは重大事故という表現になってございますので、
0:38:18	最新の持ってきても差異として出てきてしまう部分になります。
0:38:23	以上です。
0:38:29	規制庁大塚です。
0:38:31	ちょっともう一度確認なんですけど、大岩、最新の記載だとどこが違うんでしたっけ。
0:38:37	この古い記載と。
0:38:39	お待ちください。
0:38:57	北海道電力の鍋田です比較表の 15 ページご覧ください。
0:39:05	こちらがですねもうちょっと設備それぞれの記載に踏み込んだ記載になってございますけれども、
0:39:11	下の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:14	下から二つ目のブロックで炉心の著しい損傷が発生した場合においてということで、
0:39:20	このあたりからが大井さんがバックフィットとして記載を追加されている、アニュラス空気浄化設備に関する記載となっております。
0:39:29	ご回答になっているでしょうか。
0:39:34	規制庁大塚です。ちょっとよくわからなくて、
0:39:40	26-10 ページで大井のところを、古い記載に、
0:39:44	しなければいけない理由。
0:39:46	は何でしょうか、ちょっともう一度ご説明お願いします。
0:39:50	北海道電力の鍋田でございます。
0:39:53	大井さんは、バックフィットを踏まえた上でも、
0:39:57	6 ポツの最後の文章に関しましてはこの記載のまま変更されてございませんので、
0:40:03	古い記載というわけではないんですけれどもすいません、ちょっと私が理解できてないのでしょうか。
0:40:09	規制庁大塚です
0:40:12	泊はバックフィット含めて新基準対応の申請をされているので、
0:40:17	比較対象としては多い。
0:40:21	その背新基準対応の、
0:40:23	時の申請と、
0:40:25	あとそのあとのバックフィット。
0:40:28	を踏まえた申請。
0:40:30	それ二つ合わせた最新版をもう全部記載してしまっ、比較した方がいいんじゃないのでしょうか。
0:40:37	北海道のエキスパートでそのご質問は、大井がなぜここをバックフィットの時に直してないかっていうふうなお答えをすることかと。
0:40:50	直してない。
0:40:54	規制庁大塚です直してないなら、
0:40:59	バックフィットの後の今の最新の記載ってことです。
0:41:06	なので、そういう理由のところを書いてある、当時の表現となっているっていうのは、
0:41:12	北海道電力の鍋田です。当時の表現となっているというのは少し、
0:41:17	誤解を招く表現だったかと思しますのでここで表現したかったことといたしましては当時の条文に記載のあった表現を使った表現になっているという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:30	バックフィット前の、
0:41:33	ちょ
0:41:48	そうです。
0:42:22	はい。規制庁大塚です。ではちょっと、そういう理由の方、適切な表現に修正してください。はい。北海道電力鍋田でそういう理由の方で大井の記載が最新であることがわかるように、表現を適正化したいと考えます以上です。
0:42:37	はい。規制庁大塚です。続きまして 26-15 ページお願いします。
0:42:50	大井のところ、
0:42:53	青い点線で囲ってあるところで、
0:42:56	15-①のところですね、上から 2 番目の、
0:43:00	点線のところなんですけど、
0:43:05	ここの記載は女川は記載してないんですけど、
0:43:13	多いと記載を変えているのは、
0:43:18	困ってください。
0:43:30	すいません規制庁大塚です。まず、
0:43:34	この記載は女川書いてませんが、ながー。
0:43:40	は女 g。
0:43:41	設計になっているんだけど書いてないのか、それとも違う設計になっているのでしょうか。
0:43:48	はい。北海道電力鍋田ですこちらにつきましては設計が異なっております、
0:43:53	大井さんはですね
0:43:55	中段に書いてますけれども乾電池内蔵型照明ということでこちらあくまで資機材ということで照明を用いることとしてございますけれども、女川さんがですねされてございますけれども、泊といたしましては大飯と同様に、照明としても、
0:44:08	S A 設備ということで考えた照明括弧 S A というものを用いることとしてございます。
0:44:14	ですので基本的には大井になった形にするんですけども、ちょっとここは考え過ぎたかもしれませんけれども、
0:44:21	江藤翁長さんはこのまた照明については、関連し内蔵型照明により確保できる設計とするということで、中段に書いてございまして、泊としても、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:32	その記載の順番というか、そういったものを守ろう守るといふか合わせようかなというところでこちらについては、そのまま右に行っていたかとまた照明については考えた照明性により確保できる設計とするということで、
0:44:44	あくまでその照明については確保できるという宣言にとどめまして、
0:44:48	その前段の部分でS A設備を使用するという宣言を、ちょっと分けて記載させていただいたところになってございます。
0:44:57	ちょっと考え過ぎたかもしれませんので、
0:45:00	大井さんに合わせることはできるんですけども、
0:45:05	当社といたしましては現状こちらの記載が、女川さんにも倣った形になってるかなと考えてこういった記載とさせていただいております。以上です。
0:45:22	北海道電力鍋田ですいません。もう少しちょっと補足させていただきますと、
0:45:31	比較表の13ページご覧いただけますでしょうか。
0:45:37	目標13ページのところでは、大井さんの欄を見ていただきたいんですけども、
0:45:42	こちらちょうどSD59条の範囲ということで水色の枠で囲ってございませけれども、その二つ目ですね、重大事故時において、中央制御室の居住性を確保するための設備として以下の設備を設けると。
0:45:55	一度、設けるっていう宣言をした上でその下で実際に使うもの並べていくという、
0:46:00	大井さんの文法文章構成がございませ。
0:46:04	ここもちょっと意識した形で泊の文書は、先ほど、14、15ページで記載しました通り、1度、使用しますよという宣言と、その設計についての文書を分けた分けた上で女川さんと記載が多いような構成としてございませ。以上です。
0:46:29	26-15ページの、
0:46:33	泊の
0:46:34	青字の部分。
0:46:37	ですね重大事故等対象設備、
0:46:39	として、可搬型照明を使用するっていうのと、
0:46:44	その二つ下のまた照明については可搬型照明により確保できる設計とする。
0:46:50	っていうのは全く同じことを言っているってことでよろしかったですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:55	はい北海道電力鍋田です。一応、使用するっていう宣言と、
0:47:00	照明明るさを確保できますっていう。
0:47:04	ことを一応分けたつもりではございますけれども、確かに黒くなっているなというのがご指摘の通りかと思えます。規制庁大塚です。そうすると何か、
0:47:14	何か別のう。
0:47:19	場所で、
0:47:21	可搬型照明を、
0:47:23	使うってことを、
0:47:25	それぞれ説明してるように見えちゃうので、ちょっと書き方についてはちょっと再検討していただいてよろしいですか。
0:47:34	北海道電力の鍋田です。こちらもうちょっと意味がわかりやすいようにですね文章構成の方は考えさせていただきます。以上です。
0:47:55	規制庁大塚です。続きまして次のページの26の、
0:47:59	16ページをお願いします。
0:48:03	アニュラ数の空気浄化ファンなんですけど、
0:48:06	泊bで書いてますけどは、
0:48:10	是正設備じゃないんです。
0:48:14	北海道電力鍋田です。衛藤のアニュラス空気浄化ファンにつきましてもSA設備となっておりますけれども、
0:48:21	その前ページですね最後の段落のところでございます、赤字で交流電交流動力電源及び直流電源が健全である場合ということで、
0:48:32	ちょっと場合分けして記載してございますけれども健全なる場合につきましてはこちらABの区別なく記載してございましてA系もB系も使用可能ということでございますけれども、
0:48:43	ご指摘の次のページのところでは、こちら交流動力電源。
0:48:47	あとは直流電源が喪失した場合ということ。
0:48:50	状況でございますと影響は使えないという設計になってございます。
0:48:59	規制庁大塚です。ちょっとそれがわかるように、
0:49:03	どっかに記載してもらってもよろしいでしょうか。
0:49:06	北海道電力の鍋田です。
0:49:09	こちらにつきましては、そうですね一応取りまとめたところではですね確かに、
0:49:16	取りまとめと資料4ページの2段目でダンパーの話は記載していたんですけれども、それに付随しましてファンも

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:26	A系が使えなくてB系のみになるという繋がりがございますので、ちょっと取りまとめた資料の方にファンも同じであるような記載をさせていただければと思います。以上です。
0:49:37	規制庁大塚です。そうですね、取りまとめた資料の方もそうなんですけど、
0:49:41	26-15 ページの、そういう理由のところにも、
0:49:46	まずはAとB両方を使って、
0:49:49	そのあとBだけになるっていうのがわかるように書いていただいてもよろしいでしょうか。
0:49:59	承知いたしましたこちら細粒の方でもわかるように 26-16 ページの方にも文章記載させていただきます以上です。
0:50:16	原子炉規制庁三輪ですけど。
0:50:18	ここを申請書上これ書き分けなきゃいけない理由って何かあるんですけど、他書き上げてきた事業者というんですけど。
0:50:26	はい。北海道電力の鍋田です。
0:50:29	衛藤。
0:50:30	書き分けている先行電力さんといましては差異理由のですね一番最後の部分でカッコいい方と同様って書いてございますけれども、
0:50:39	こちらの通りですね伊方さんも書き分けてし、記載していると認識してございます。
0:50:46	規制庁宮ですけど、JICA他のを申請書はここに貼られてない理由は、
0:50:54	北海道電力鍋田で申し訳ございません。わかりやすい比較表を心がけるようにいたしましてこちら伊方3の資料あった上で比較。
0:51:03	させていただきたいと思います以上です。経常宮澤よろしくお願ひ。今の現状だと、
0:51:10	別に書き上げなくても、基本方針でこう書くだけでも問題ないかなと思うんですけど両方を記載、常に期待するっていう状況は避けたいということで却下を上げるなら書き分けた実績があるものを踏まえて、
0:51:25	比較しておかないと我々もこれが適切な記載かどうかわからないので、よろしくお願ひします。
0:51:33	電力の方です承知いたしました。
0:51:40	規制庁大塚です。続きまして 26-29 ページお願ひします。
0:51:49	泊の下から2番目の(6)の火災防護のところなんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:55	中央制御盤計装制御装置には次、実用上可能な限り不燃性または難燃性材料を用いるってあるんですけど、
0:52:04	不燃、
0:52:06	不燃性または難燃性の材料を使っているところってどこがあるんですした。
0:52:18	北海道電力芝田です。今のご質問は中央制御室の中で不燃性難燃性の材料を使っているところと、
0:52:28	盤等は可燃性のものではないと思いますし、ケーブル等も難燃性のものを使っているっていうふうなことかと思うんですけども、ご質問はその具体的な設備リストみたいな。
0:52:41	ものをご用意するような印象でございましょうか。
0:52:52	脇すいません規制庁大塚です。すいませんちょっとここ読み間違えました。
0:52:58	ちょっと可燃性と不燃性難燃性を逆に考えてました。すいません、失礼します。
0:53:15	規制庁大塚です。続きまして26-36ページをお願いします。
0:53:27	この一番下のCポツの公的機関から気象情報を入手できる設備の数、
0:53:35	設置ということで、
0:53:40	女川と泊同じ記載になっていて、大井の方はちょっと内容が、
0:53:45	違うんですけど、
0:53:47	例えば大井の方で言う、降雨予報とか天気図、台風情報、
0:53:54	ていうのが大井の方では徳田されてるんですけど、これ泊の方でも含まれてるけど、女川に合わせて書いてないってことでよろしかったでしょうか。
0:54:05	北海道電力山川です。おっしゃる通りでして、おそらく大井さんも同じような気象す観測、気象庁からのデータを入手できる。
0:54:17	設備を置いてると思いますが、女川さんの記載を踏襲しまして当社も同じような記載にしております。
0:54:26	規制庁お疲れ生じました。で、
0:54:30	あとの記載で、大井の方で中央制御室にファックステレビ、ラジオ等を設置するってあるんですけど、テレビラジオについても設置してある。
0:54:40	ていうところは同じと考えてよろしいでしょうか。
0:54:43	はい。北海道電力山川です。テレビラジオについても、長制御室に設置しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:50	規制庁大塚で生じました。ではちょっとここもう、そういう理由の方に、
0:54:55	実際は大井の方と差異がないってということがわかるように記載していただいてもよろしいでしょうか。
0:55:02	北海道電力山川です。大井との差異理由について充実させたいと考えております。以上です。
0:55:13	規制庁大塚です。私からはとりあえず以上です。
0:55:22	規制庁のです。私からも数点確認させてください。
0:55:35	えっと 26-36 ページの監視カメラのところなんですけれども、
0:55:45	これちょっと、
0:55:48	まず教えていただきたいのは、
0:55:51	地すべりは入りますということで、
0:55:54	別添 1-13、
0:55:57	いくと、
0:56:02	ごめんなさい、1-13、えっと、
0:56:04	別添 1 の、
0:56:10	18 ページとか 19 ページなんですけれども、これ最新の島根の、
0:56:17	記載を見ると、島根は地すべり土石流ってなってるんですけれども土石流がどの範囲で起きるかみたいのを、この図の中に入れてですね、次のページの写真とかで一応その場所が、
0:56:31	見れるようになってますとか、最新の方は地すべりれてしまうにはそういうふうに、
0:56:37	しているので、それと同等の説明を入れていただけないでしょうか。
0:56:46	北海道電力信号と申します。承知いたしました。
0:56:50	規制庁の尾野ですってちょっと確認なんですけれども、地すべりのところって見れるんですかこの監視カメラで。
0:56:58	北海道電力信号と申します。地すべりにつきましては今六条の方で、ちょっとまた炊事扱いになってまして、
0:57:08	具体的にどの辺で地すべりが起きるのかってところは航空写真とかを用いまして、今後その辺を精査していくというふうに認識しております、
0:57:18	その結果を踏まえまして、今のこの構内監視カメラで見れるっていうことは、追いかけて確認したいと思ってございまして、基本的には 3 号機、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:29	に対しては、外周全域見れるように構内カメラを設置しております。配置しておりますので、基本的にはどこの場所で地すべり等が発生しても、
0:57:40	それがさ3号機に対して、悪さをするっていうことがないかっていうことを、確認することは可能かと考えておりますので、その辺はちょっと六条側の
0:57:52	JISベリーの方の検討結果が出次第、その辺は確認して、必要に応じてこっちの方の資料に反映いたしたいと思っております。
0:58:01	規制庁の尾野ですよろしくお願いたします。あと先ほどの26条の36ページで、
0:58:07	戻っていただいて、
0:58:09	これ自身って入ってるんですけどもちょっと確認させていただきたいんですけどもその話なんですけれども、
0:58:17	二次先ほどの26ページの別添1-17。
0:58:23	いくと、
0:58:38	規制庁の尾野です。
0:58:41	こんなに監視カメラってCクラスなんですよねただ単にそうすると、
0:58:47	地震が起きた例えば基準地震動が起きた後に、その地震の影響を構内の監視するっていうこの、
0:58:57	先ほどの26ページの36ページで書いてある通り、発電所の
0:59:03	状況、海側山側を把握することができるってカメラを設置するって書いてあるんですけども、それは担保されるのかどうかっていうところをちょっと説明していただけないでしょうか。
0:59:15	北海道電力の信号と申します。
0:59:18	確かに構内監視カメラにつきましては、耐震Cクラス数で、地震には耐えるのか耐えないのかって言えば、
0:59:30	と耐えないっていうか耐えるっていうことの確認はできていないものの設計になってございまして、
0:59:41	一方で津波監視カメラの方につきましては耐震Sクラスの設計となっておりますので、基本的にはその津波監視カメラの方に期待はしつつも、
0:59:51	あとは、構内監視カメラについては、実力的にもし、
0:59:58	地震に耐えて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:01	確認することができるのであればそれを使うっていうことを考えてございまして、あともし万が一故障してしまったとしても、予備のカメラを保有してございますので、
1:00:12	こちらの方に交換を速やかに行って、監視できるようにするというのを考えてございます。
1:00:19	あとはカメラがもし見れなくなって、
1:00:22	たんであれば、人による目視等で、別の手段で確認することになるかと思っております
1:00:30	規制庁の尾野です後段の話はわかったんですけども、津波監視カメラは確かにSクラスの設計をしていて、
1:00:39	地震に対しても健全性を有するそれは理解できるんですけども、津波監視カメラで津波の監視状況を確認する五条川の設備で要求されているものであって、基本的に津波が、
1:00:53	地震の随件事象であることを考えると、
1:00:58	その地震が起こったとき構内の状況を見ていいのかなっていうのはちょっとあまり理解できなくて、それで、
1:01:06	地震随件事象である津波に対して襲来状況見るんだったらなんか海側を見てたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど津波監視カメラにそこまでの機能を期待するんです。
1:01:17	ご説明は北海道電力新藤と申します。
1:01:20	確かに今おっしゃられた通りかと思ひまして、ただ一方で、構内監視カメラに期待されてますのは、基本的にその地震が起きた後とか津波が、
1:01:32	のさパートとかに、構内の状況ですね例えば竜巻とかでしたら、その竜巻が過ぎ去った後のその発電所構内のその避難者状況とか、
1:01:44	松波で申請されて、例えばその比木なmeanで、どの辺がみずから使ってるかとか、
1:01:50	あと地震でそういう道路がどうなってるかとか、その事象が起きた後に、その構内の状況がどういうことになってるのかっていうのを見るのが、こちらの構内監視カメラの主たる目的は、
1:02:02	目的かと思っております、おります。
1:02:09	規制庁のですね、とりあえず
1:02:13	健全性は有していないかもしれないけれども、使えたら使うし、代替の措置とかを取ったりとかして、見せるようにするという事で、理解はしました。
1:02:33	規制庁の尾野ですそれでちょっと確認なんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:38	あとその26ページの別添1-17で、
1:02:43	風荷重に、この
1:02:46	構内監視カメラでも、
1:02:50	風荷重の対価できる荷重に差がつけてるのって何なんですか。
1:02:57	はい。北海道電力新保と申します。
1:03:00	特にさあは、ですね。
1:03:04	日写真の左側のカメラと、
1:03:08	右側のカメラとで、
1:03:32	すいません少々お待ちください。
1:03:43	あ、はい、すいません北海道練馬区信号と申します。
1:03:46	右側のカメラにつきましては、新規性基準の対応の前に、取り付けていた主に構内開閉所の、
1:04:00	ちょっと飛び地になっている開閉所のところを監視するっていう目的で設置したカメラになってございまして、
1:04:08	左側のカメラにつきましては、この新規基準の要求を満たすために、そのために新設したカメラになってございまして、
1:04:20	なので、右側のカメラにつきましては、その取り付けと当時の設計条件として、このような数字、36メートル
1:04:32	／secの設計基準、
1:04:35	設計条件として、取り付けておりまして、左側につきましては新規対応ということもありまして、極力
1:04:46	想定される自然現象に対して、耐えられるべきということもありまして、風荷重については、100メートル／secの荷重を考慮して、
1:04:57	カメラの取付架台の設計を行ったということになります。以上です。規制庁の尾野です。一応説明は理解できました。ちょっと教えていただきたいんですけども。
1:05:10	次の、
1:05:13	ページ、
1:05:14	18ページのところで、
1:05:17	午後、午後監視カメラがあるんですけども、どっち、どれがどっちって教えていただくことって可能ですか。
1:05:28	右側の、
1:05:29	カメラがですね、ごめんなさい表の右側の、
1:05:33	カメラが
1:05:34	この図の2-1-5で言うところの一番上に二つ並んでいる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:41	ものがそれでございます、
1:05:44	左側の写真のカメラにつきましては、下側の3台でございます。
1:05:50	図の下側です。
1:05:52	はい海側の3台。
1:05:55	はい。
1:05:59	規制庁の方ですありがとうございます。
1:06:02	いや山側の2台っていうのは、あれなんですかね山側の2台でしか見れない範囲っていうのはあるんですか。
1:06:10	はい。北海道電力振興でございます。はい、おっしゃる通りでございます山側を中心に見る。
1:06:17	はい。なっております。
1:06:21	規制庁の方ですありがとうございます。一応確認なんですけれども、これは風速100メートルまでの/secのやつまではもう持たないってことですよね。
1:06:32	はい。北海道電力信号と申します。カメラの仕様としましては、一応60メートル/secまでは、
1:06:43	物理的にはπれるということで、
1:06:47	実際にカメラが展開するのが可能な風速というのが、一応40メートル/secというスペックにはなって、
1:06:56	規制庁の尾野です。承知いたしましたありがとうございます。
1:07:03	規制庁深山ですけど、今んところなんですけど、
1:07:08	別紙の26別紙の1-16で言った方がいいかな。
1:07:13	要はねこれちょっとよくよく整理してもらった方がいいんだけど、ついてるやつも登録しますっていう。
1:07:19	もので、今説明されてるんだけど、
1:07:22	基準の適合上必要な設備は何ですかって。
1:07:28	ここで言っている2.1.2監視カメラについてってなったときに、津波監視は別ですけどまた構内監視カメラ自然現象等の監視強化のために号炉タービン建屋っていう、5台設置しますって書いてあって、
1:07:42	その対象の外部事象というのは当然竜巻も入ってますよと。
1:07:48	その上でじゃあそのカメラは外部事象を見れるんですかって言ったら、
1:07:54	一部は竜巻ではもちませんと。
1:07:58	要は100メートルスペックですからね。
1:08:02	新しくつけるものは当然持つんだけど古いもの登録古いものと新しいものって我々別にそれチアの識別はしてませんので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:10	適合上必要な設備であれば、
1:08:13	先行の審査実績を踏まえた、
1:08:17	風荷重に耐えられるような、整理をしていただかなきゃ駄目かなと。なのでちょっと私も今、先行全部見たわけではないですけど、
1:08:25	基本的に新規制基準でつけるカメラっていうのは多分竜巻には耐えられるような設計になってんじゃないかなと思っていて、
1:08:33	左の女川も多分 100 メーターは書いてないのかな、ちょっと。
1:08:38	ホイッピング。
1:08:40	直井。
1:08:43	判定で、
1:08:44	多いところもその辺は書いてある設計になってて、
1:08:49	ちょっとその辺の仕様が私も本来どうなってるかでの見えないのであれですけど、
1:08:54	多分公認とかに行けば当然これ読む表じゃないのかちょっとわかんないんだけど、
1:09:00	要は、
1:09:05	私が言いたいのは必要な設備として登録するなら、必要なすき設計をしてくださいと。
1:09:11	もし、この二つを例えば除くんであれば、
1:09:15	この数おっきいやつ言えば、その
1:09:19	26 条の別添の 1-17 の中にね、
1:09:23	見える範囲が変わりますよっていうふうになるわけですよ多分ね。
1:09:26	この新しくつけるやつは三つなので、ここの範囲しか見れませんか。上野山の方は、道、
1:09:34	要は自主設備扱いになっちゃいますよ自主設備というか
1:09:38	竜巻ではちょっと見れない可能性があるカメラになりますよってなるんだったら、
1:09:43	それはそれで何でいいのかっていう説明をしていただかないと、
1:09:48	まずいかなと思うんで、そこの整理はしていただけますかね。
1:09:52	北海道電力新宮でございます。
1:09:54	はい。今おっしゃっていただいたことを、社内持ち帰り検討いたしまして、対応いたしたいと思います。
1:10:01	以上です。
1:10:02	規制庁のです。
1:10:05	筒井Dなんですけれども、今の件に追加して、しまねって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:10	1 項、c 括弧 S s の監視カメラあったのでちょっとそこの、先ほどの地震の方の方についてもちょっとあわせて設置していただけないでしょうか。
1:10:24	北海道電力進藤です。承知いたしました。
1:10:28	はい、規制庁です続きまして、
1:10:39	あ、ごめんなさい 26 ページの先ほどと同じ 16 ページかな。
1:10:49	もうそれはございません。違った。
1:10:54	さっきのうち滑りとか書いてあるところの、
1:10:59	ごめんなさい
1:11:02	26 ページの 3026-36 ページなんですけれども、
1:11:06	取水ピット水系と潮位計で高潮ってこの設計方針述べてるんですけれども、
1:11:15	これ後段の 26-別添 1-13 に行くと、
1:11:21	取水ピット水位計と潮位計は津波襲来時しか入ってなくて高潮ってその上位の方で書いたやつがいなくなったんですけどこれってどっちが正しいんですか。
1:11:41	はい。北海道電力信号と申します。
1:11:44	高潮は津波の方に包絡されますので、あえて高潮っていう記載は後ろの方では、
1:11:54	記載を省いてございます。
1:11:57	規制庁の方ですね、ほぼ包絡されるんだったら包絡されるって書かないと、これテンパチの方には高潮って書いてあるんですよ。補足の方で抜けるってちょっと、
1:12:09	ちょっとさすがに何か、
1:12:12	例を見ないというか、
1:12:14	丁寧じゃないかなという、思いますけれども、
1:12:19	北海道電力芝田です
1:12:21	補足する資料の方が記載が薄いというのはちょっと
1:12:25	不適切だと思いますんで記載については再考させていただきたいと思います。
1:12:31	はい、規制庁のですよろしくお願いします。
1:12:35	続いて、
1:12:38	あ、ごめんなさい 26 の今度別添 1-15 に飛んでですね。
1:12:46	備考の欄で、海水温度計について女川にも同様に設置されてが図面に図示されていないって書いてあってこの備考の意味が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:00	わからないんですけども海水温度計っていうのは、
1:13:06	基準上登録する設備なんですか。
1:13:10	泊は、
1:13:12	女川登録せする設備じゃないってことですか何かこの何をこの備考で書いてるのかちょっとよくわからなくてですね。
1:13:21	はい。北海道電力信号と申します。すいませんそういう理由の記載にあまり深い意味はございませんが、
1:13:30	意味がなかったんですけども、ただ
1:13:35	図、図中に、泊3号の場合は、
1:13:43	取水ピットの
1:13:46	ごめん、すみません、海水温度計というのを表記しているんですけども、女川さんの方の図を見ると、海水温度計っていう記載がなかったもので、単純に
1:14:02	記載があるのかないのかっていうところを比較して泊の場合は、その改正温度計っていうのを記載しているので、それを記載して記載したっていうことを、この相違理由の欄に記載しております。
1:14:14	ただ一方で、女川さんの方に、その海水温度計っていうのがないのかっていうと、あるので、ただ女川さんの資料においては、ただこの図中にそれが明示されてないっていうだけのことでございます。
1:14:29	北海道の芝田ですご指摘は改正、
1:14:32	本当そうす。温度計を書く必要があるのかっていうふうな趣旨かと。
1:14:38	それに対しては、
1:14:39	補足していただけますか。
1:14:50	規制庁の尾野です。記載のルールがわからなくて登録してる設備しか書いてないのかそれとも登録してない設備基準上に登録してない設備を書いているのかっていうのがちょっとわからないのでそれを整理して今後説明してください。
1:15:06	はい。北海道電力信号と申します。今この泊3号機の今のこの図中に記載しておりますのは、別添1-22、
1:15:18	の方で記載してございます。
1:15:21	監視カメラ以外に中央制御室にて監視可能なパラメーターっていうことで、パラメータの一覧を記載してございまして、この表に出てくる。
1:15:31	物について図示したということで、この絵は作ってございます。
1:15:40	規制庁の根井さんの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:43	一応ここに書いてあるのっていうのは、理解しましたでちょっと確認させていただきたいんですけども。
1:15:49	女川ってこれ、この登録したこの図上に出てきてるのって、ちょっと何か私がぱっと見ただけなんですけれども。
1:15:58	これって何か
1:16:01	前のところの記載で、
1:16:10	26-36 に出てきてる奴らしか、
1:16:14	書いてないのかなと思ったんですけども。
1:16:17	泊は別にこの 26-36 で、
1:16:22	登録した設備以外も書いてるってことなんですよ。
1:16:51	26-36 に改善運動等記載ございませんので、それをより
1:16:58	見れるものを、
1:16:59	先ほどの表を後ろの表にある見れるものを書いてるっていうふうな状況かと思います。
1:17:03	ちょっとこの記載についてはどうあるべきかっていうのは再考させていただきます。
1:17:09	規制庁の S & 少し先行の実績とかとの整理を踏まえて、
1:17:15	記載の適正化が必要であればお願いします。
1:17:21	続いて 26-別添 1-16 なんですけれども、
1:17:27	これ下のパラグラフでちょっと、
1:17:32	記載がよくわからなくてですね、なお書きで、
1:17:38	下思考カメラによる監視が期待できない夜間の濃霧発生っていうのかな、発生時や、
1:17:45	においては、赤外線カメラや照明機能による監視機能って書いてあって、女川の方は、
1:17:54	監視交流、期待できないときは、赤外線カメラって書いてあるんですけどもかしこカメラと照明機能による監視機能って、一緒のことを言ってるわけではないんですか、泊の。
1:18:18	はい。北海道電力新藤と申します。
1:18:21	はい。確かにかしこカメラ。
1:18:26	いう監視というのと、あと照明機能を持たせた。
1:18:30	カメラにつきましても、こちらもいずれもかしこカメラになるので、
1:18:36	ちょっと熟した記載になってしまっているという状況でございます。
1:18:41	規制庁の尾野です。いや、これって、ちょっと女川の方も状況は一緒なのかなと思ってて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:50	先ほどの何かCクラスとか書いてあるカメラのところなんですけれども、
1:18:58	これ
1:19:01	女川の方は、
1:19:07	津波の監視カメラじゃない方が、
1:19:10	貸しコート赤外線が見れて、デカ施工が駄目なときは赤外線ですって言うって泊の方も、
1:19:19	一緒ならば、何か赤外線のとときとか。その照明機能っていうのを並べる必要ってのはないんじゃないのかなと思っていて、いやすでに冗談でも期待できないんだったら期待できないんだから何を2回書いてるのかっていうのがよくわからないんですけど。
1:19:36	はい。泊北海道電力新保と申します。
1:19:40	はい。今おっしゃっていただいた通りでございましてちょっと女川の方の記載と合わせることを医師意識し過ぎたがゆえに、ちょっとこういうような変な言い回しの記載。
1:19:51	になってしまった部分がありますので、ちょっとこうは当社が使用するカメラの仕様とかも踏まえた上で、ちょっとこの記載ぶりっていうのは適正化させていただきたいと思います。
1:20:03	はい。規制庁のですよろしく願います。で、26-別添1-20 これ確認だけなんですけれども、
1:20:12	女川と比較する等、泊若生水のところに、公的機関の予報って書いてあるんですけれども、これは
1:20:24	女川の方には書いてなきや泊の方はちゃんと、いや、保険の方がやるっていいんですよね。
1:20:37	はい。規制庁です。
1:20:40	変えちゃいけないっていうわけじゃなくて、できるものをちゃんと書いてあるということだけ確認したかったっていうだけです。はい。北海道電力新藤と申します。はい。その通りでございします。
1:20:51	はい。
1:20:52	規制庁の佐藤でございます。26-別添1-25 なんですけれども、
1:20:58	これちょっと、
1:21:00	わからなくて、教えていただきたくて、ちょっとは初めて見る法律が入ってたんですけれども、労働安全法と、一番上のパラグラフで、
1:21:10	労働安全衛生法と、鉱山保安法に基づいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:16	酸素濃度が19%を下回り押せ恐れがある場合等、二酸化炭素濃度が1.0%上回る。
1:21:23	恐れがある場合には、そういう運用にしていますって書いてあるんですけども、
1:21:28	この19%とか、1%ってこれはあれなんですけど、鉱山法の
1:21:35	両方とも数値は小鉱山。
1:21:37	保安法の方に基づいてきい入れ決めてるってことですか。労安法の方って、何か。
1:21:44	この運用日当取り入れてるのか、ちょっと。
1:21:47	26-別添1-27とか見ると、わからなかったの、説明をお願いします。
1:21:54	はい。北海道電力山川です。おっしゃる通りでして鉱山保安法の方が、酸素濃度19%ということで高めの
1:22:05	基準を設けてまして、そちらが別添1-27の赤字で書いてある下の部分一部抜粋ということでこちらPWRの先行の例に倣って19%。
1:22:17	を採用しての記載している鉱山法の施行規則、
1:22:22	59%を高めていく安全側ということで採用させていただきました一方で女川さんの方は酸欠則ですね、安全労働安全衛生法の株による酸欠則の
1:22:33	一般的な酸欠の数値である18%を基準にしているという状況であります。
1:22:40	規制庁のSわかりました
1:22:44	労安法は別に書かなくてもいいんですけども比較した上で厳しい方を採用したってことではわかるように書いてあるのかなというふうにとらえたんですけどそういうことです。
1:22:56	北海道電力山川です。その通りでございます。はい、規制庁の承知いたしました。
1:23:02	あと、
1:23:05	ごめんなさい、26-別添1-28についてちょっと教えていただきたいくて、
1:23:13	下から2段落目のまたチェンジングエリアの設営は、放管班員って書いてあってですね、すいませんちょっとこの放管範囲が、
1:23:24	ちょっと、
1:23:25	わからなかったんですけども。
1:23:27	下の次のページの、
1:23:30	タイムチャートのやつを見ると、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:32	※1 のところで緊対所から移動しますって書いてあるんですけども、この放管班員の人は基金体にいる組織の人なんですか。
1:23:46	はい。北海道電力の芳野でございます。
1:23:51	こちらの放火範囲につきましては、
1:23:54	常時地緊対所に常駐しているというわけではございませんけれども、緊急時、緊急時対策所の方に参集された放管班、
1:24:07	からのうちですね、二名が中央制御室の方へ向かい人事 G e l l e r の設営を行うと。
1:24:15	いうことを示したものとなっております。
1:24:21	規制庁の尾野ですわかりました。す。
1:24:25	米印で書いてあるのは一体緊対所に絶対集まるので、なので、この移動時間を、ここよし緊対所から4時間を考慮しますという意味です。
1:24:35	北海道電力の芳野でございますその通りでございます。はい、規制庁の承知いたしました。最後なんですけども、
1:24:45	26条、26の別添2-4の、
1:24:49	ところでちょっと教えていただきたいくて、
1:24:52	ごめんなさいってあと二つあったんですけども、まず1.3のところ、
1:24:59	赤字で、
1:25:02	ちょっとごめんなさい私読めないんですけど何とかコードを用いて評価していますって書いてあって、
1:25:07	一応比較してる2社とは違うんですけども、
1:25:13	泊の方も実績のあるコードを使ってるのかなと思うんですけど、どこのプラントと一緒に教えていただけますか。
1:25:21	はい。北海道電力の鍋田でございます。
1:25:24	今ご指摘の赤字で書いてるスキッターリングコードのことかと思えますけれども、こちらですね大井さんもですね左側黒字になってしまうんですけどもスパンコード及びSCATTERINGということで、
1:25:36	大井さんの場合はニュアンス構造があるんで、スパンコードというものも別途使いますがSCATTERINGコードを使うという状況でございます。以上です。
1:25:45	規制庁ねすいません見落としてましたありがとうございます。最後なんですけども、
1:25:51	大気拡散の評価で、
1:25:55	泊は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:57	何か 1990 年代と昔のやつを、まずデータを使用しているって書いてあるんですけども、何か他のプラント見ると、比較的、
1:26:06	2000 年代とかのものを使ってんですけども、泊は何でなぜ昔のままちゃいます、1990 年代のままなのか、説明していただけないでしょうか。
1:26:16	はい。北海道電力の鍋田でございます。26 条別添 2 の 43 ページの方。
1:26:23	開いていただけますでしょうか。
1:26:25	こちらの方で
1:26:27	気象資料の方はですね最近の状況をちゃんと適正に伴江藤代表しているかという検討を各社してございまして、
1:26:36	当社といたしましてはこの 1997 年 1 月から、1997 年の 1 年間のと、データを用いまして、
1:26:44	1 ポツの (2) データ統計期間というところございますけども、2011 年から 2020 年の至近 10 年間のものに対して、この分、
1:26:55	限定ということで各社と同じようなやり方で、代表性の確認をございまして、
1:27:02	今代表していると判断してございます。以上です。
1:27:28	規制庁長江ですちょっと私も同じところでちょっと、
1:27:33	確認しようと思ったんで、あわせて、ちょっと聞いていただければと思うんですが、今
1:27:39	おっしゃったのは、
1:27:42	泊さんで検定年が、
1:27:44	1997 年から、1 月から 12 月っていうのは、
1:27:49	これは泊 3 号機のあれですかね、設置許可のときに使った気象データっていうふうに思ってるんですけどそれはそういう理解でよろしいですか。
1:28:01	はい。北海道電力の鍋田です。はい、ご認識の理解でよろしいです。
1:28:05	それですね
1:28:08	それでもう、97 年で、その統計年を取られてる 2011 年からするともう 10、
1:28:15	15 年前のデータで、かつなんていうんですねサイドでとらえてるデータっていうのは、
1:28:22	その泊さんの建設が終わっているんな建屋が建った後の D たで、今県連で使われてるやつは、そのまっさらの更地で標高だけ合わせて或いは地上の高さだけ合わせて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:37	とったデータだと思うんですけどそれはそれで、そういう理解でよろしいですか。
1:28:42	はい。他の電力の鍋田です。はい、ご認識の通りです。
1:28:46	そういう前提で長いですがけれども、規制庁長江ですけど。
1:28:51	今度大井とか翁長ちょっとよく見ていただきたいんですけども、
1:28:56	まず大井の方を見ていただくと、検定年で気象データとして採用したものは、2010年から
1:29:06	2010年データなんですよ。で、
1:29:08	統計年としてとってるところを見ていただきたいんですけど、2010年を区間に挟んで、2002年から2012年っていう、11年あるんですけど、
1:29:21	1年は刀剣定年なんで除いて、その検定年と同じ母数の年代のものを、
1:29:30	検定に用いてるんですよ。
1:29:32	で、翁長見ていただくと、
1:29:35	検定値2012年って書いてるんですけど、
1:29:38	資金の、その12年までの2002年から11年までの、
1:29:44	気象データを統計何してるんですよ、これって
1:29:47	検定の常識って言ったら失礼ですけど、
1:29:52	同じ母数の中から、
1:29:54	ある
1:29:57	異常年を限定するっていう、母数をね、強制するっていう概念が当然あって、皆さんのやつっていうのは、
1:30:05	14年前の1年と至近の10年を、
1:30:09	同じって考えてるんです。これ大きな
1:30:12	誤解ではないかと思います。それで基本的にその検定でもやるときは、
1:30:18	県へ向けてやるときは、それを少なくとも連続性のある同じ母集団としたものの、
1:30:26	10年という形でやるのが普通なんで、
1:30:31	ちょっとここ何て言うんすかね常連の検定として、
1:30:35	本当経年を、最新のものだからいってのはちょっとお考えが、
1:30:41	どうかなと思いますんでそれぞれについてはどうお考えですか。
1:30:50	はい。北海道電力の鍋田でございます。
1:30:53	江藤。今ご指摘の点につきましては各社ですね検定を行っていく中で外れたときに、新しくしているというところで、
1:31:06	この十年間検定管検定の十年間の中であったりその近くで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:12	検定値と統計が近づい近い投資になっているという認識をしてございまして、
1:31:19	統計といたしましては
1:31:21	当社もですねこの審査長引いていく中で、所々ですね、国の方、続けてやっていたけれども、
1:31:28	当間長井機関を通じて逆に代表しているのかなというふうに理解をしてございました。
1:31:34	規制庁長江ですけど、まず何ていうんすかね。
1:31:40	全停電 1997 年のを使うものであれば、同母集団にある 10 年を挟んだものでまず検定をまずやるべきだと思うんですけど。
1:31:50	そこについてはどう考えてますか。
1:31:55	移動電力の鍋田でございます。
1:31:59	当然ですね 1997 年の時に設置許可 3 号、
1:32:05	動かす時のものとしてそういった情報もございしますので、その十年間についても、資金ですいません、検定値の近くでやった十年間の検定結果についても、
1:32:18	記載させていただくということで対応したいと考えますがいかがでしょうか。規制、規制庁の長江ですけど私が言ってるのは、
1:32:25	97 年以降の 98 年から少なくとも 10 年の統計値については、
1:32:32	異常年検定をやらないといけないんじゃないかと思ってるってそういう意味ですけどちょっと誤解されるんじゃないですか。
1:32:39	角前区長ってすいません今の点もう一度ちょっと飲み込めなかったので、再度ご説明をお願いいたします。
1:32:46	一応資金の最低ね。
1:32:48	97 年の検定年を
1:32:52	使うのであれば、今の母集団としての統計年で、おっしゃったのは、少なくとも
1:32:58	97 年以前の 10 年で決定をされてる、されて、当然
1:33:05	設置許可等の設置許可を取ったと思ってるんすけど私は言ってるのは、
1:33:09	97 年以降の、
1:33:12	それが資金の積み上げの 10 年で、まずは検定をやって、
1:33:17	新しいデータで見ても、97 年のデータが異常値じゃないという確認がまず必要じゃないかということを行ったんです。
1:33:29	鍋田です。すいません確認させていただくんですけども 98 年から 2008 年の十年間でも、検定を行うべきだというご指摘で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:38	受けとめてよろしかったでしょうか。
1:33:40	と、そういう理解です。
1:33:43	いたしましたちょっと持ち帰りまして検討の方させていただきたいと思 います。もう一つ重要な大事な点、むしろこちらの方が大事なんですけ ど、
1:33:52	もう一つ古いこれ審査でそういうそういうプラクティスあんまり明確に なってないかもしれないですけど、その新しい何ていうんすかね。
1:34:02	変更審査とか、燃料の変更審査とかで、風洞実験とかもやったり、
1:34:07	下、地形が変わって風洞実験をやり直したりするところもあって、その
1:34:13	基本的にこの古いデータを
1:34:17	なんてさっき言った建屋の影響とかもあったりするということもあるん ですけれども、あんまりこう用いた例とかなくて、至近の例だと、皆さ んの方で参加されてると思うんですけど、
1:34:29	女川2号とか、何とか第2の有毒ガスの評価でもやっぱりガイドに従っ て、
1:34:36	資金の10年の
1:34:38	選定ってかなり厳密にやってて、
1:34:41	90年代位で使ってるデータ、データを使ってる。
1:34:46	ワンプラントってあんまり私知らないんですけども、ちょっと古いつ ていうこととそれとあと
1:34:55	いろんな条件も変わっているということで、そこはちょっとご認識いた だきたい。
1:35:00	ということと、気象指針よく読んでいただくとね、
1:35:05	一応統計年っていうのは今のサイトで取られた
1:35:11	その年度のDたが、サイトとしてサイトの十年間の母数として見た時異 常がないっていう話に加えて、
1:35:20	最寄りの官署のね、
1:35:23	十年間で、当該検定年が異常年じゃないっていうことを確認しなさいっ ていうのが、
1:35:30	一般的なルールとしてあって、おそらく小樽でしたっけ小樽か、
1:35:36	3ヶ所ぐらいあったかと、竜巻のときにもいたかと思うんですけど、干 渉があると思うんですけど、
1:35:45	その最寄りの緩衝能、やっぱり皆さんが発電所で撮ったその統計年度検 定年、
1:35:54	の範囲で、十年間の中のデータを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:58	今度は最寄の監視のデータで、
1:36:02	異常値じゃないっていう確認をすることが必要だと思うんですけど、それちょっと、どういうふうに考えてますか。
1:36:13	すいませんまず、あと
1:36:15	北海道電力芝田です。
1:36:18	最新のデータと比べて2011年2020年と比べて異常年ではないというふうな我々も古いっていうふうなことは懸念していて当然新しい
1:36:27	真木小も変更になってるんであれば使えないというふうな判断になるっていうものと、2011年から2020年、最新のデータで
1:36:35	検定をしたっていうふうな状況ですけど2010年以前とも比べるっていうふうな、
1:36:40	ご指摘かとまず最初の提案とったんですが一応私が言ってるのは
1:36:45	元定年で90、1997年のデータでもかなりいろんな被ばく評価とかやられてると思うんで、もしもその作業がもし、
1:36:56	この年度変えて被ばく評価やり直す大変な作業になると思うんでまずは聞いてるっていう理解していただきたいんですけど、それで、
1:37:03	最寄りの官署で異常値かどうかを確認するっていう行為は、
1:37:09	あのサイトって、基本的に特殊な条件で、
1:37:13	ある限られたそのエリアの情報であって、その
1:37:18	盛の干渉で比較するっていうのは、地域エリア全体として、
1:37:23	エリアの、その年度が気象ね異常値じゃないっていう確認を念のためにやるっていう趣旨なんで、ちょっと
1:37:31	皆さんがおっしゃってるそのサイトの中だけのデータで、最新だからいいっていう話ではないんですよ。その辺気象指針とかよく
1:37:40	ご理解いただいている人にちょっと確認いただければと思うんですけど。はい。監査の件を検討させていただいて、対応について、またご説明させていただきたいと思います。
1:37:51	あと、ちょっと今我々ちょっと方針を今
1:37:55	見通してないのは、所内のデータに対して
1:38:01	我々としては最新のデータと比べて当然古いものなんで使えるかどうかという懸念は気象の状況変わってれば使えませんので、最新のデータと比べてみたっていうところなんですけども、そこに対しての、
1:38:14	処置としてもうちちょっとこう2010年以前のものとも比べてみるというふうな5シートとったんですけどそういう成長の流れですけど、統計の統計の勉強していただいてF分布検定の前提っていうのを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:25	もう一度勉強された方がいいんじゃないですか。わかりました。検定の前提というふうな観点でちょっと説明、十分足りてるかというあたり説明を考え直したいと思います。
1:38:41	原子炉規制庁宮尾です。この部分というのは、いわば評価に関わる場所です。なので、この代表性。
1:38:50	能を根拠明確に示してもらわなきゃいけないというところの指摘です。今、女川と大井。
1:39:01	この繰り返しの長井の言ったこと繰り返しますけど、
1:39:05	よく見てくださってことなんです。その上で、事業者として、
1:39:09	どういうふうな代表性を示すかっていうのは自分らで考えなきゃいけないことなので、今の説明っていうのは、
1:39:17	ここで書かれているように、
1:39:19	97年のデータを代表性とせる説明するには、
1:39:24	今の応答経年の取り方だと。
1:39:28	本当に妥当性が説明できるんですかと。
1:39:32	今我々としてこれを見る限り、判断はできませんと。
1:39:36	ということです。どう示すかというのは、事業者の方で、先行審査実績よく確認して、
1:39:43	先ほど言ったように、不文封印検定の考え方も含め、気象地震も含め、
1:39:48	よく確認した上で、この代表性について取りまとめてください。いいですか。はい。現状の説明で説明しきれてないというふうな状況と理解しましたので諸資料については再考させていただきたいと思います。
1:40:09	あとちょっと私の方で何点があるので、確認させてください。
1:40:15	ですね。
1:40:19	26-13 ページ。
1:40:22	これもうデービーじゃなくてSAのところの書き方で確認なんですけど、
1:40:26	真ん中ね、重大事故等対処設備括弧居住性の確保としてって書かれてる可搬型照明中央制御ファンと書かれてるんですけど、
1:40:34	ここに中央制御室救急入戸が入らないのは、機能を期待してないからここにに入れてないってことなんですか。
1:40:43	はい。北海道電力の鍋田です。はい、ご指摘、ご認識の通りです。
1:40:47	はい。
1:40:53	はいこれは経路としては期待してるんですけど要はあれですかね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:01	そうかフィルターとして機に期待してないからこう書いてないっていう そういう理解ですね。はい。北海道電力の鍋田です。金色の通り流路と してのみの機能を期待しているという状況でございます。
1:41:13	はい。あと、その下、これちょっと
1:41:16	今まで他の条文でも閉回路循環運転って表現をしてたのです。それで統 一されてるのかなと思ったら、
1:41:24	SEの資料にいくと、事故時、
1:41:28	閉回路んだっけ。
1:41:30	書かれたんだけど、
1:41:32	これは統一、ちょっとそれと意味合いが違うのかだけ教えていたところ の賞詞で説明文でいうと26の別添1の127ページ。
1:41:45	次工事閉回路を循環、次へ、事故時閉回路循環運転モードって書かれて るんですけど、これとこの閉回路循環運転とは別のことで、指している ということでもいいんですかね。
1:41:59	北海道電力鍋田です申し訳ございません。こちら、表記の揺れでござい まして、同じ状況、モードさしてございます。この表現って多分六条と かでも使ってると思うので、
1:42:09	運転モードでの表現が統一されてないと混乱を招きますんでこれ再三言 ってますんで、よく確認してください。で今の回答としては、どれどち らに統一するんですかね。
1:42:25	北海道電力の鍋田でございます。
1:42:28	登録上の方と少し相談させていただきたいんですけども、26条といた しましては、表紙の方でも記載してございますけれども、閉回路循環運 転というのが、統一の考え方でございます。
1:42:41	はいわかりましたじゃ全体的によく見直してください。
1:42:45	あとちょっとさっき、元の説明があったかもしれない26-14のところで これ確認です。想定される事故、重大事故において設計基準対象数が出 る。
1:42:55	無停電保安灯が使用できない場合のって書いてあるけど、これ運転保安 灯入らなくていいんですしたっけ、無停電と二つあったと思うんだけど、
1:43:04	ちょっと私の認識が間違ったら申し訳ない。
1:43:16	北海道、
1:43:17	電力の鍋田すいません14ページの一番下のパラグラフではそうです。 はい。Bで期待してた保安って2種類あったと思うんだけど、ここに 一つしか書いてないと教えてください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:29	こちらにつきましてはここではですね無停電運転保安灯だけがあれば対処できるんですけども、それが使えない場合はということでS Aの記載してございますので、ここの表現といたしましては無停電運転保安灯で正しいと考えてございます。
1:43:48	電力鍋田でございます。無停電運転フォントの方は蓄電池がついてございまして、事故時においてはこちらの方に期待してございます。
1:43:59	はい、わかりました。
1:44:03	そう。
1:44:12	えっとですね初めに説明された、26 別添の 1-17、津波監視カメラのやつが今回グレーになってるんですけど、
1:44:20	設置場所が変わると思うんですけどこれ、カメラ自体の仕様って変えないんじゃないんですか。これ、カメラ自体の仕様も変えちゃうんですけど。
1:44:33	移動電力信号でございます。カメラの仕様は基本変わらないと思うんですけども、追加で設置をする場合、若干そのメーカーのマイナーチェンジ等あるかもしれないんですけども基本的にはスペック的には変わらないと。
1:44:46	私、現時点では別に、ここは仕様化しようというか、そのメーカーを書くとかそういう話じゃなくて、考え方を角度で別に、
1:44:56	概要については今書けるなら書ける範囲で書くべきかなと思っていて、
1:45:01	包丁ての形が、ある程度、少し変わる可能性はあったとしても、カメラ自体が変わるわけではないので、そこはしっかり書いていただいた方がいいかなと思います。
1:45:12	北海道電力信号です。承知いたしました。辻のところは全体的にそうかなと思ってます変更がある可能性はあったとしても、今もうほぼ決まってるはずなんでカメラ自体は、
1:45:23	なのでこれはしっかり反映していただけますかね。
1:45:28	はい、承知いたしました。
1:45:40	ちょっと待って。
1:45:42	ちょっとこっちにして、
1:45:52	今日この午前中こんなもんからS A的な、
1:45:59	だよな。
1:46:00	はい。
1:46:02	そう。そんなないちょっと 26 条の 31。このまとめ資料のあれだけ教えてもらいたいんだけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:13	これ、デービー側にはあんまり出てこないからなんですけどさっきの中央制御室救急ユニットもそうなんだけど、ここで言うと中央制御室加湿器、
1:46:25	蒸気加熱コイルっていうのがあるんだけど、
1:46:28	これはSA上では流路としては期待してるんだけど、機能としては期待していないってそういうことですかね。
1:46:42	北海道電力の鍋田です。はい。その通り炉としてのみの期待をさせていただきます。ちょっと聞いたかったのは流路時だけで、これ。
1:46:52	とうてい愚問なんですけど要はその、特に朝夕すくう子、加熱コイルが通るかなと思うんだけど、加湿器とかになると、
1:47:00	これ電気かなんか。
1:47:03	で、電電気かなんかが通常やっていて、湿分をこうとっていただくと思うんだけど、
1:47:10	これを、
1:47:11	ルールだけで使い物になるんでしたっけこれって。
1:47:17	北海道電力の鍋田でございます。
1:47:19	衛藤。
1:47:21	ちょっとそこにつきましてはですね一度持ち帰りまして構造等を確認しまして当然流量としては成立するものと考えてございますけれども1度確認、
1:47:30	そうします。
1:47:33	北海道電力山川です加湿器の
1:47:37	流路として成立するかということなんですけども加湿器の構造としましては
1:47:42	ダクトの中にですね、上スチームが出る、何ですかねパイプのような穴があるっていうようなイメージでして、そこに通常は、
1:47:52	補助蒸気から入ってきた生蒸気に来てましてそれをスチーム上で出してるものということでそれが流路の抵抗になるかっていうのちょっと中身の詳細構造までちょっと私は、
1:48:05	今、持ち合わせてないんですけどもルールとしては成立すると考えております。
1:48:12	神尾です。わかりましたちょっとそれ、わかるやつを補足かなんかでつつつけていただければと思います。いいですかね。
1:48:20	同電力山陰承知しました。
1:48:24	はいちょっと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:34	先ほど繰り返しになりますけど、26条―別添1―11のところのカメラの話、開閉所の屋上にあるカメラ位置をここで図で、図では期待してるんですけど、
1:48:45	適合上どう整理するかっていうのをよく確認してください。あるから書いてるっていう意味ではなくて、適合上必要な設備として書くのであれば明確に書いてください、今は。
1:48:56	適合上に必要な設備として書かれているという私の認識ですので、であれば、それに踏まえた設計方針を示していただければと思います。いいですかね。
1:49:13	どう電力信号です承知いたしました。
1:49:18	はい。そうですね。
1:49:20	あと被ばく評価はさっき長井からも、小野からも話あったように、ちょっと最新になってるのか、私もちょっと不安だったのでよく確認してください。
1:49:29	要は、
1:49:31	審査が長期化してるのは私も認識はしてるんですけど、そうは言ってもそれは時間が流れてますので、それを踏まえて、最新の知見の
1:49:41	を踏まえても問題ないっていう、
1:49:44	資料にさせていただかなきゃいけないかなと思うんでよろしく願います。
1:49:48	今の資料で若干以内というふうな理解いたしましたので、再考させていただきたいと思います。
1:49:54	はい。私の方は以上です。
1:50:04	規制庁片桐です。すいません別添1の主に記載なんですけどちょっといくつかお願いします比較表の方で、
1:50:13	別添1の12ページをお願いします。
1:50:22	これ手順とかSAの方もそうなんですけど一番下に赤字で有効性のシナリオの名前が書いてあるんですけど、
1:50:31	これ有効性評価側の記載と合ってるかどうかを確認してくださいなんか結構資料によって揺れてて、格納容器んとかCvって書いたり、
1:50:42	種注入失敗を何か2回書いたり1回にまとめてたりとかいうのがあるのでこれはちょっとお願いします。
1:50:51	はい。北海道電力鍋田です。シナリオの表記について確認させていただきたいと思います。以上です。規制庁の川岸です。あと別途提示は41ページをお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:03	あと、これ、ちょっとこれ気になったんですけど別添1-37ページ中央制御室側のフィルタユニットの方はヨウ素の除去効率に変えついて相対湿度95%以下においてっていう記載があるんですけど、
1:51:19	アニュラスの方はこれは書いてないっていうのは何か考えがあってなんでしょうか。
1:51:32	北海道電力鍋田でございます。すみませんこちらはですな翁長さんがなかったためちょっと、
1:51:37	追記をできてなかったんですけどもこちらも含め合わせるようにしたいと思えます申し訳ございません。規制庁台座確認をお願いします。あと次別添1-59ページをお願いします。
1:51:51	これも赤字のところでは先ほどと同じで事故シーケンスの名前が書いてあるのでこれもちょっと有効性と合ってるかどうかというところ、確認をお願いします。
1:52:02	はい。北海道電力鍋田です。こちら有効性ととの整合を確認いたします。
1:52:10	あとベッド1-94ページ、95ページなんですけど、
1:52:17	ここ比較表であるんですけど、本体資料でどこにあるのかちょっと見つからなくてわかれば教えていただきたいんですけど。
1:52:33	別添1の92ページ比較表の92ページは本体の別添1の66に対応していると思うんですけど、
1:52:43	ちょっとその後ろが、
1:52:46	広さむしろ比較表と、本体資料です。合っていないので、
1:52:58	ください。
1:53:12	保健所あたりちょっと時間を要するようなので確認して、必要に応じて修正させていただきますが、議長の阿部理事をお願いします。比較表の別邸次の92ページなんですけど、
1:53:24	これも同様の話で
1:53:28	泊の一番上、d、cポツチェンジングエリアでのっていう書きぶりなんですけど、本体資料の別添1の66ページだと、
1:53:40	AとDぼつチェンジングエリアのになってて、
1:53:43	これ、何か整合してないのかなと思うんですけどそれについてはいかがでしょうか。
1:53:52	北海道電力の芳野でございます。
1:53:54	こちら
1:53:56	申し訳ございません

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:58	ですね。
1:53:59	こちらにつきましては本体側の方、
1:54:02	が正しい項目番号というふうになってございまして、Dが正しい形となりますので、比較表の方、修正の方させていただきたいと思います。
1:54:15	規制庁、尾方です。ちょっとこれまでに何度かあるんですけどやっぱり比較表と本体、違っていると何で審査してるのかちょっとわかんなくなるので、多分効率化のために比較表を作ってるので、
1:54:27	ちょっと本体違いましたっていうと何か、
1:54:31	ちょっとどうなのかなっていうのは、そこはちょっとよく確認をお願いします。
1:54:36	電力の吉田でございます承知いたしました申し訳ございません。規制状況でして後、別途比較表の方の別添1の97ページをお願いします。
1:54:47	これ先ほど表の中の数量が参考に間違ってたっていう話はあったんですけど、表のタイトルが、表3.3-5なんですけど、その上の説明は表3.2-5に示すっていう記載になってるので、
1:55:02	そこを合わせておいてください。
1:55:06	電力の業者でございます申し出ございません誤記でございましたので修正いたします。
1:55:12	規制庁から言って後、次もこれも同様なんですけど、別添じゃない128ページお願いします。
1:55:21	ここもあの文章中だと上から5行目に、第1表の通りでありって書いてるんですけど表が表1になってるので、そこもちょっと合わせておいてください。
1:55:35	北海道電力鍋田です。申し訳ございませんこちら統一流にいたします。
1:55:39	規制庁片桐です。これ最後なんですけど別添1の133ページちょっと細かくて恐縮なんですけど、
1:55:47	両括弧でタイトルが書いてあって1は外医療(1)概要で次評価って書いて何か評価とかがいきなりなんか半角になってたり、
1:55:58	一番下の両括弧Bの評価結果も半角になってたりなんか。
1:56:03	あるので、普通に大いに合わせればいいのかと思うので、
1:56:08	ちょっとそこをお願いします。
1:56:10	北海道電力山川です。他の箇所も含めて確認いたしますし、ぜひ修正させていただきます。私からは以上です。
1:56:20	一応秋本です今あった、有効性評価とかのシーケン数の名称とかなんですけど、それって見てないんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:30	今確認者つって、すぐ終わっちゃったんですけど、いや、見てるんだしたら、自信持って、いや僕見てますからって言って欲しいんですよ。で、多分だから違ってるから。
1:56:43	指摘を、主義通過確認があったのかも申しないんですけど。
1:56:47	だから、何ていうんでしょう。ちょっと見てるんだと見てるって、はっきり言ってもらってもいいんですよ。
1:56:56	ちょっと、北海道電力芝田です資料の確認で不十分な点があったと思いますんで、ちょっとそのあたりの確認をさらにしっかりと行いたいと思います。
1:57:07	はい見てるとか整合っていう観点でちょっと、
1:57:10	当然資料は見てるんですけども整合という観点でやはり設備名称の整合、あと他の文章との整合という観点で確認が
1:57:19	足りなくてちょっと流してしまってる部分等がございますんでそこはちょっとしっかり確認させていただきたいと思います。
1:57:26	規制庁秋本です。だとすると、もはやヒアリングに、なんすか、与えズルレベルって言えんな、ちゃんと調査し安定化し、
1:57:36	社内のなんすか、調整ができてない状態で持ってきている印象をちょっと今受けたので、何かそれって、何か準備不足じゃないすか。
1:57:49	はい。北海道電力の石川さんの結果して、そ、そういう差異が出てしまってるっていうのはもう事実ですので、確認はしてないっていうことではないんですけども。
1:58:01	見落とし、確認が不十分だということはもう明らかです。
1:58:04	昨日もですね、SA側と、それからDB側の横通しきちっとやりなさいというふうに宮本さんからもご指摘いただいておりますけれども、
1:58:14	何度も言っておりますけれども今後、しっかりやって参りたいと思っております。SAとDB関係者でクロスチェックするっていうのは、これは
1:58:25	一定程度、一定程度たら怒られますけれども、やってはいるんですけども、ちょっと追いついてない。その結果をそういう資料をヒアリングに持ち込んでしまったっていうことは事実ですので、しっかり考えて参ります。
1:58:40	滝本ですちょっといっぱい言いたい事はあるんですがもう時間も時間なのでこれぐらいにしておきたいと思います。私からは以上です。
1:58:50	規制庁宮本ですけど、今秋本から話があったように、まず、審査の準備が全然できてませんと、なんでもう
1:58:58	一言で言うと、今後、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:01	あまりにもこういうことが続くようであれば、ヒアリングをしないで、会合で我々指摘したいと思いますので、事業者の方でよく中身を確認してください。
1:59:15	はい。
1:59:15	北海道電力石川です今の点につきましても承知いたしました。そのような事態に陥らないように、しっかり対応して参ります。あと、規制庁宮里先ほど
1:59:27	片桐が言ったのはもう根本的な問題ですからね、もう聞きませんけども、
1:59:32	何で比較表と、
1:59:35	まとめ資料が違うのかっていうなありえないですから、他の事業者今までこれまで事業者そんなのは持ってきた事業者やませんので、
1:59:43	そういう状況というのはいもう、そもそも作り方から管理の仕方から、
1:59:48	まずできていないと、じゃあ今まで先行昨日、昨日1より以前やった資料も、
1:59:54	果たしてじゃあ比較表とまとめ資料が合ってたのかさえ、今、私は疑問にしか思えないので、事業者でその辺重く受けてもらった方がいいかなと思いますんで、よろしくお願いします。
2:00:05	はい。北海道電力石川です比較表とまとめ資料がずれてるっていうのはもうこれはもう全然話にならないというのは、承知いたしております。
2:00:16	他の部分をどういうようなところがないか点検していきます。
2:00:31	はい。規制庁の小野ですそれでは本日のヒアリングを終了したいと思います。どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。